

## 計画のフレームについて（案）

### 1 計画の名称について

「岩手県東日本大震災津波復興計画」（仮称）  
副題等については、別途検討する。

### 2 策定の趣旨について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする東日本大震災は、マグニチュード 9.0 と我が国の観測史上例を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えた。特に、本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなっている。

この計画は、科学的、技術的な必然性と社会・経済的な必要性に立脚した検討に基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、復興に向けての理念や基本目標、復興の基本方向、さらに、具体的に取り組む施策や事業、工程表等を明らかにするものである。

なお、本県では、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、「いわて県民計画」を平成 21 年 12 月に策定し、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところであるが、今回の大震災津波を踏まえて、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

### 3 計画の役割について

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担うものとして策定する。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしとなりわいの再建を支援する計画
- (2) 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画
- (3) 復興に当たって、県民、企業、NPO など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画
- (4) 復興に当たって、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す行政計画
- (5) 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請する計画
- (6) 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画

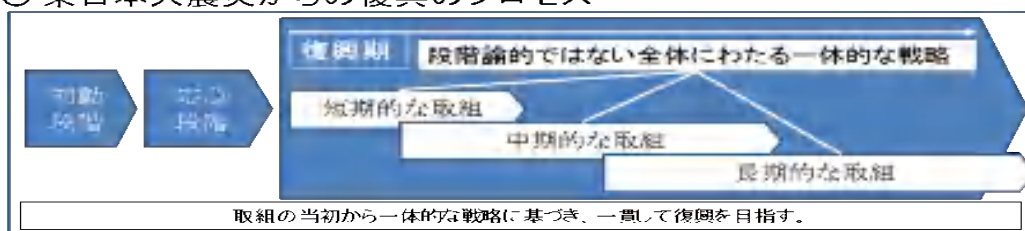
## 4 計画の構成について

この計画は、復興に向けての理念や基本方針、復興の基本方向等を示した「復興ビジョン」と具体的に取り組む施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、従来の「復旧期」から「復興期」へとといった復興段階論ではなく、全体としての「復興」の中で、現状と課題を踏まえた必要性に基づく取組と中長期的な取組を、同時並行的に進めていくことが必要である。

このため、計画期間を「短期」、「中期」、さらに計画期間を超える取組も含めた「長期」の3期に区切りつつ、取組の当初から一体的な戦略に基づき、一貫して復興を目指すこととする。

### ○ 東日本大震災からの復興のプロセス



## 5 計画期間について

計画期間については、沿岸地域全体にわたる甚大な被害状況を踏まえつつ、早期の復興を達成する観点から設定する。（別途検討）

## 6 復興の主体について

復興に当たっては、県民をはじめ、企業、NPO、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりを契機とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

## 7 対象地域について

この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸部においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸と内陸部が一体となった取組が必要であることを踏まえ、内陸部を含む県内全体を対象とする。